表２　コンピュータモニタに係る性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値

色　域　区　分	許容値（kWh）
ＣＩＥ　ＬＵＶの32.9％以上	0.15×（E_{TEC_MAX}－6.13×ｒ）
ＣＩＥ　ＬＵＶの38.4％以上	0.65×（E_{TEC_MAX}－6.13×ｒ）

備考）１　次の①から③のすべてを満たすコンピュータモニタについては、本表に従って算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも85°から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも83°から直角の水平視野角度において、最低60対１のコントラスト比であること

②基本解像度は2.3メガピクセル以上であること

③色域はＣＩＥ　ＬＵＶの32.9％以上であること

２　E_{TEC_MAX}は最大消費電力量基準を、ｒは画面解像度（メガピクセル）をそれぞれ表す。

⑵　目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－４　記録用メディア

⑴　品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40％以上使用されていること。 ②厚さ５㎜程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのＣＤ－Ｒ、ＣＤ－ＲＷ、ＤＶＤ±Ｒ、ＤＶＤ±ＲＷ、ＤＶＤ－ＲＡＭ、ＢＤ－Ｒ、ＢＤ－ＲＥとする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

４　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

⑵　目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

７．オフィス機器等

７－１　シュレッダー

⑴　品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ①待機時消費電力が1.5W以下であること。 ②低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 【配慮事項】 ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が500W以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。